

別紙 2

抗体検査を受ける方法は3通りあります。受けやすい方法を選択してください。

医療機関で受ける方法

同封の実施医療機関に予約の上クーポン券、本人確認書類を持って受診

医療機関においてある受診票に必要な事項を記入し、抗体検査を受ける。

職場健診で受ける方法

職場健診のオプションとして実施が可能か確認の上、実施機関にクーポン券を提出

受診した職場健診の実施機関から受診票の配布を受けた後に、受診票を記入し、抗体検査を受ける。

特定健診で受ける方法

特定健診の案内に同封されている特定健診の実施機関に予約の上、クーポン券と本人確認書類を持って受診

実施機関においてある受診票に必要な事項を記入し、抗体検査を受ける。

医師の判断で抗体検査を実施

注意！！

過去に風しんの抗体検査を受け、陽性であった記録がある、又は過去に検査で証明された風しんのり患歴がある者は、抗体検査の対象となりません。

抗体検査の結果（実施機関からクーポン券が貼付された受診票）が対面又は郵送で返却される。

検査実施後、他の健診項目の結果とともに、抗体検査の結果（事業者からクーポン券が貼付された受診票）が返却される。

抗体検査の結果（特定健診の実施機関からクーポン券が貼付された受診票）が他の項目の結果とともに郵送で返却される。

受診票の判定結果を必ずご確認ください。 風しん第5期の定期接種 対象 となっている場合は、

十分な量の風しんの抗体がありませんので、抗体検査結果と予防接種のクーポン券、本人確認書類をお持ちの上、同封の実施医療機関を受診しましょう。

※妊婦（風しんの抗体検査の結果が低抗体）の配偶者で、上記検査結果が、HI法8倍超16倍以下又はEIA法6.0以上8.0未満に相当する抗体価のときは、別の制度で風しんの予防接種を受けることができます。ただし、一部自己負担（4,600円）があります。詳しくは、和歌山市保健所保健対策課（電話：073-488-5118）までお問い合わせください。

定期接種を受けた後、クーポン券が貼付された予診票（本人控え）は、定期接種の予防接種済証となりますので、大切に保管しましょう。

※クーポン券を使用しない場合は全額自己負担になります。

万が一クーポンの有効期限を超えて抗体検査・予防接種を受ける場合は、クーポンの再発行の手続きが必要ですので、事前に和歌山市保健所へご連絡ください。（クーポンの再発行は2022年3月31日までです。）